第3章

人の移動

(1) ルールの背景と経済的意義

EPA/FTAでは、貿易やサービスの提供などに従事するビジネスパーソンの一時的な入国及び滞在の許可とそれに関する手続等を行う際のルールが規定されることが一般的になった。ビジネスの国際化がさらに進展する中で、人の移動に関する国際ルールの構築が求められている。EPA/FTAにより、締約国の経済に貢献する高度技術者の入国手続の迅速化をはかり、同時に滞在期間についても一期間以上を確保することで、両国間を往来するビジネスパーソンの流動性について予見可能性や透明性を向上させることが重要となっている。

(2) 法的規律の内容

EPA/FTAの中には、人の移動のルールをサービス章から独立した章にて規律するものが多く、その場合、約束表もサービス章の約束表とは別に設けられる。この場合、サービス提供者に限らないビジネスパーソン(製造業や財貿易の従事者、投資家など)もその対象に含まれることになる。ただし、その対象は、企業内転勤者や高度技術者等に専ら限定されており、労働市場へのアクセス、永住権についてはルールの対象外となっているため、EPA/FTAによる労働移民の大量流入は想定されない。

以下では、各協定における我が国と相手国の約束内容、諸外国の EPA/FTA における人の移動に関する 措置の事例、入国審査の円滑化に関する措置のその他の事例、資格の相互承認に関するその他の事例を 記載する。

<図表 III-3-1> GATS における分野横断的約束における主な類型(第Ⅱ部第 12 章サービス貿易より再掲)

(分野横断的約束における主な類型) 提供国 事 例 消費国 おける主な類型 (例)経営者、管理 (●サービス提供者 者。高度技術者 企業内転勤 (Intra-Corporate Transferees: ICT) ◆自然人 雇用関係 (例) 商談などの業務 本社 2. 短期滞在 (この時点で報酬 ◆自然人 出張・渡航 (Business を得ない活動) Visitors: BV) (●潜在的サービス提供者) (例) 外国の消費者と 3. 独立の専門家 ービス 契約 ◆自然人 の契約に基づき入国 ◇サービス 消費者 (Independent 一時的滯在 する独立のコンピュ Professionals: IP) ター技術者 (●サービス提供者) (例)企業と企業の契 約に基づき派遣され 企業対 サービス提供契約 るコンピュータ技術 企業の ◇サービス消費者 者従業員 (●サービス提供者) 4. 契約に基 づくサービス 提供者 (Contractual (例)企業と独立のコ サービス提供契約 ―→ ンピューター技術者 の契約に基づき入国 Suppliers) 個人の **♦**サ -ビス消費者 ◆自然人 契約 する独立のコンピュ ◆自然人 -ター技術者 ______ (●サービス提供者)

<図表 III-3-2>我が国が締結している EPA/FTA と GATS の人の移動における我が国の約束内容(概要)

< 図表 III-3-2 / 4	及が国	// * * 市 * 市 *	U CV	る EFA/FIA C GAIS の人の	移動における我が国の約束内	仕 (似女)
協定名	短期の 商用 訪問者	企業内転勤者	お骨多	自由職業サービスに 従事する自然人	公私の機関との間の個人的な 契約に基づいて専門的な業務 活動に従事する自然人	その他
GATS	0	0	_	の 弁護士・外国法事務弁護士・弁 理士・海事代理士・公認会計士・ 税理士	_	_
日・シンガポー ル経済連携協定	0	0	0	。 弁護士・外国法事務弁護士・弁 理士・海事代理士・公認会計士・ 税理士	。 工学の分野に属する技術又は知 識を要する業務	_
日・メキシコ経済連携協定	0	0	0	_	○ 「技術」「人文知識・国際業務」 の在留資格に基づく活動	_
日・マレーシア経済連携協定	0	0	0	。 弁護士・外国法事務弁護士・弁 理士・海事代理士・公認会計士・ 税理士	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	_
日・フィリピン 経済連携協定	0	0	0	の 弁護士・外国法事務弁護士・弁 理士・海事代理士・公認会計士・ 税理士	。 「技術」「人文知識・国際業務」の在留資格に基づく活動	看護師・介護 福祉士候補者
日・チリ 経済連携協定	0	0	0	_	○ 「技術」「人文知識・国際業務」の在留資格に基づく活動	_
日・タイ 経済連携協定	0	0	0	の 弁護士・外国法事務弁護士・弁 理士・海事代理士・公認会計士・ 税理士	。 「技術」「人文知識・国際業務」「技能(タイ料理人のみ)」 の在留資格に基づく活動	指導員
日・ブルネイ 経済連携協定	0	0	_	○ 弁護士・外国法事務弁護士・弁 理士・海事代理士・公認会計士・ 税理士	○ 「技術」「人文知識・国際業務」の在留資格に基づく活動	_
日・インドネシア経済連携協定	0	0	0	の 弁護士・外国法事務弁護士・弁 理士・海事代理士・公認会計士・ 税理士・司法書士・行政書士・ 社会保険労務士・土地家屋調査 士		看護師・介護 福祉士候補者
日・ベトナム経 済連携協定	0	0	_	の 弁護士・外国法事務弁護士・弁 理士・海事代理士・公認会計士・ 税理士		看護師 (在留資格 「医療」の範囲 内)、看護師・ 介護福祉士候補 者 (EPAに基づ く覚書にて規 定)

協定名	短期の 商用 訪問者	企業内 転勤者	投資家	自由職業サービスに 従事する自然人	公私の機関との間の個人的な 契約に基づいて専門的な業務 活動に従事する自然人	その他
日・スイス経済連携協定	0	0	0	○ 弁護士・外国法事務弁護士・弁 理士・海事代理士・公認会計士・ 税理士	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	_
日・インド 経済連携協定	0	0	0	の 弁護士・外国法事務弁護士・司 法書士・行政書士・社会保険労 務士・弁理士・海事代理士・公 認会計士・税理士・土地家屋調 査士	業務」「技能(インド料理人 のみ)」の在留資格に基づく	指導員 同行する配 偶者及び子
日・ペルー経済連携協定	0	0	0	○ 弁護士・外国法事務弁護士・弁 理士・海事代理士・公認会計士・ 税理士	。 「技術」「人文知識・国際 業務」「技能(ペルー料理人 のみ)」の在留資格に基づく 活動	_
日・豪州 経済連携協定	0	0	0	の 弁護士・外国法事務弁護士・弁 理士・海事代理士・公認会計 士・税理士・司法書士・行政書 士、社会保険労務士・土地家屋 調査士	○ 「技術」「人文知識・国際業務」 の在留資格に基づく活動	同行する配偶者及び子
日・モンゴル経済連携協定	0	0	0	○ 弁護士・外国法事務弁護士・弁 理士・海事代理士・公認会計 士・税理士・司法書士・行政書 士・社会保険労務士・土地家屋 調査士	「技術・人文知識・国際業務」の 在留資格に基づく活動(大学教育又はそれ以上の教育を修了していないモンゴル国の自然人であって、情報処理技術に関する試験に合格しており、かつ、情報処理に関する技術又は知識を必要とする「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に基づく活動に従事するものについても約束)	同行する配偶者及び子
TPP協定, CPTPP協定	0	0	0	の 弁護士・外国法事務弁護士・弁 理士・海事代理士・公認会計 士・税理士・司法書士・行政書 士・社会保険労務士・土地家屋 調査士	○ 「技術・人文知識・国際業務」 「教授」の在留資格に基づく活動	同行する配偶者及び子
日・EU 経済連携協定	0	0	0	○ 弁護士・外国法事務弁護士・弁 理士・海事代理士・公認会計 士・税理士・司法書士・行政書 士・社会保険労務士・土地家屋 調査士	○ 「技術・人文知識・国際業務」 「教授」の在留資格に基づく活 動	同行する配偶者及び子

協定名	短期の 商用訪 問者	企業内 転勤者	投資家	自由職業サービスに 従事する自然人	公私の機関との間の個人的 な契約に基づいて専門的な 業務活動に従事する自然人	その他
AJCEP協定 第一改正議 定書	0	0	0	の 弁護士・外国法事務弁護 士・弁理士・海事代理士・ 公認会計士・税理士・司法 書士・行政書士・社会保険 労務士・土地家屋調査士	。 「技術・人文知識・国際業務」「教授」の在留資格に基づく活動	同行する配偶者及び子
日・英包括 的経済連携 協定	0	0	0	の 弁護士・外国法事務弁護 士・弁理士・海事代理士・ 公認会計士・税理士・司法 書士・行政書士・社会保険 労務士・土地家屋調査士	。 「技術・人文知識・国際業務」「教授」の在留資格に基づく活動	同行する配偶者及び子
RCEP協定	0	0	0	の 弁護士・外国法事務弁護 士・弁理士・海事代理士・ 公認会計士・税理士・司法 書士・行政書士・社会保険 労務士・土地家屋調査士	○ 「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に基づく活動	同行する配偶者及び子

① 日シンガポール EPA (2002年11月発効)

我が国として初めて、「自然人の移動」を設けた(第9章自然人の移動及び附属書VI)。「短期の商用訪問者」、「企業内転勤者」に加え、我が国がGATSで約束していない「投資家」及び「日本国の領域にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて業務に従事する自然人」について、GATSプラスの約束を行っている。また、協定には規定されていないものの、口上書の交換により、日本側は、①日本の国家試験を英語で受験し合格すること、②外国人のみが治療対象であること等を条件に、医師・歯科医師を受け入れることを約束した(医師7名、歯科医師2名が上限)。また、シンガポール側は、①在留邦人のみが治療対象であること等を条件に、医師・歯科医師を受け入れることを約束した(当初、医師15名、歯科医師5名が上限であったが、2005年の拡大により現在はそれぞれ30名、15名)。

② 日メキシコ EPA (2005 年 4 月発効)

「商用目的での国民の入国及び一時的な滞在」という章(第10章)及びこれに係る附属書 10 が設けられている。両国は、短期商用訪問者、企業内転勤者、投資家、公私の機関との個人契約に基づく専門的な業務活動に従事する者について、入国及び一時的な滞在を許可するものとし、また入国審査の際の証明資料の簡素化、締約国における滞在期間及び延長可能回数などが規定されている。

③ 日マレーシア EPA (2006年7月発効)

人の移動に関する章は設けられていないが、「サービスの貿易」章(第8章)及びこれに係る附属書6において、我が国は短期商用訪問者、企業内転勤者、自由職業サービスに従事する者、公私の機関との個人契約に基づく専門的な業務活動に従事する者に対して、また、マレーシアは短期商用訪問者、企業内転勤者、専門家に対して入国及び一時的な滞在に関する措置を約束している。「投資」章(第7章)においては、投資家の移動の円滑化において記述がある(86条)。入管法令に従い、締約国は、投資家、他方の締約国の企業の取締役、理事及び役員の入国・一時的滞在を認め、また労働の許可を与える。締約国は、一時的な滞在期間の更新、一時的な在留資格の変更及び労働の許可の発給の申請に係る要件や手続を可能な範囲で公表し、また法令に従って可能な範囲で手続を簡易化する努力義務があるとされている。なお、出入国管理措置は投資に関する章の対象から除外されている(73条)。

移

④ 日チリ EPA (2007年9月発効)

「商用目的での国民の入国及び一時的な滞在」章(第 11 章)及びこれに係る附属書 13 が設けられている。 両国は、短期商用訪問者、企業内転勤者、投資家、公私の機関との個人契約に基づく専門的な業務活動に従事 する者について、入国及び一時的な滞在を許可するものとし、また、入国審査の際の証明資料の簡素化、締約 国における滞在期間などが規定されている。

⑤ 日タイ EPA (2007年11月発効)

「自然人の移動」章(第9章)及びこれに係る附属書7が設けられ、我が国は短期商用訪問者、企業内転勤 者、投資家、自由職業サービスに従事する者、公私の機関との個人契約に基づく専門的な業務活動に従事する 者に加え、タイ料理人及び指導員の入国及び一時的な滞在を約束した。「タイ料理人」については、公私の 機関との個人契約に基づく専門的な業務活動に従事する者として、5 年以上の実務経験などの要件を満たせ ば、「タイ料理人」として「技能」の在留資格に基づく我が国への入国及び一時的な滞在が許可される。 「5 年以上の実務経験」の要件は、一般の料理人については実務経験 10 年以上が「技能」の在留資格の要件と されているのに比べ、緩和されている。また、指導員については、「タイの古典・伝統舞踊」、「タイ音楽」、 「タイ料理」、「タイ式ボクシング」、「タイ語」、「タイ・スパ・サービス」の指導員について、「教育」 の在留資格に基づく入国及び一時的な滞在が許可される。また、タイ側は、短期商用訪問者、企業内転勤者、 投資家、公私の機関との個人契約に基づく専門的な業務活動に従事する者及び指導員の入国及び一時的な滞 在を約束した。

⑥ 日インドネシア EPA (2008年7月発効、2024年8月改正議定書署名)

「自然人の移動」章(第7章)及びこれに係る附属書10が設けられ、我が国は短期商用訪問者、企業内転勤者、 投資家、自由職業サービスに従事する者、公私の機関との個人契約に基づく専門的な業務活動に従事する者の入 国及び一時的な滞在を約束した。自由職業サービスに従事する者については、GATS で約束した活動に加え、 「司法書士」、「行政書士」、「社会保険労務士」、「土地家屋調査士」を追加している。また、看護師、介護福 祉士候補者等の我が国への受入れを認めており、内容・受入の枠組みとも日フィリピン EPA で約束したものと ほぼ同じ内容であるが、介護福祉士養成施設コースは設けられていない点が異なる。本協定に基づき、2008 年度から2024 年度までの累計で、看護師候補者754人、介護福祉士候補者3,196人の合計3,950人が来日し、日本 語研修や看護・介護導入研修を受けている。

なお、インドネシア人の看護師候補者の国家試験合格者率低迷などから、政府は2010年度より、日インドネシ アEPA に規定する義務(日本語語学研修を含む6ヶ月の研修)を超えて、就労開始後に受入施設で行われる 看護師・介護福祉士候補者に対する追加的な学習支援を本格的に開始した。

また、2011 年 3 月には、「経済連携協定(EPA)に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護 福祉士候補者の滞在期間の延長について」を閣議決定し、この本格的な支援が開始される前の2008年度及び 2009 年度に入国したインドネシア人看護師候補者・介護福祉士候補者について、一定の条件の下、追加的に 1 年間の滞在期間延長を認める対象とすることを決定した。2011年6月には、人の移動に関する検討グループ(国 家戦略担当大臣の下に設置)が「経済連携協定(EPA)に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ等につ いての基本的な方針」をとりまとめ、EPAによる看護師・介護福祉士候補者受入れの枠組みを改善するため、 日本語能力等の向上に向けた取組の加速や再チャレンジ支援の実施等の方針を決定した。その一環として、 厚生労働省は 2012 年6 月、「経済連携協定(EPA) 介護福祉士候補者に配慮した国家試験のあり方に関す る検討会報告」をとりまとめた。報告では、わかりやすい日本語への改善、漢字へのふりがな付記、試験時 間の延長等を提言した。同年8月には2013年度実施の看護師国家試験において、EPAに基づく外国人看護師 候補者への特例的対応として、試験時間を 1.3 倍へ延長、全ての漢字にふりがなを振ることを決定し、関係機 関へ通知した。2011 年 3 月の閣議決定以降も、外交上の配慮として、一定の条件の下、追加的に 1 年 間の滞在期間延長を認め、候補者に日本での就労・研修をしながらの追加的な国家試験の受験機会を 提供している(2013年2月、2015年2月、2017年2月、2019年2月、2021年2月、2023年2月閣

議決定)。

インドネシアは短期商用訪問者、企業内転勤者、投資家、公私の機関との個人契約に基づく専門的な 業務活動に従事する者に加え、日本の看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在を約束した。

さらに、2024 年 8 月に署名された改正議定書において、日本側は、インドネシア人看護師・介護福祉士の受入れ条件の改善を行った。また、インドネシア側は、個人的な契約に基づいて業務活動に従事する日本国の自然人に係る約束に関し、対象となる業務の範囲を拡大・明確化した。

⑦日ブルネイ EPA (2008 年 7 月発効)

日マレーシア EPA と同様、「サービスの貿易」章(第6 章)及びこれに係る附属書 7 において、我が国は短期商用訪問者、企業内転勤者、自由職業サービスに従事する者、公私の機関との個人契約に基づく専門的な業務活動に従事する者に対して、ブルネイは企業内転勤者に対して入国及び一時的な滞在に関する措置を約束している。

⑧ 日フィリピン EPA (2008年12月発効)

「自然人の移動」章(第9章)及びこれに係る附属書8が設けられ、我が国は短期商用訪問者、企業内転勤者、 投資家、自由職業サービスに従事する者、公私の機関との間の個人契約に基づくサービスの提供に従事する者 の入国及び一時的な滞在を約束しているのに加え、EPA における我が国初の取組みとして、一定の要件を満 たす看護師・介護福祉士候補者等の我が国への受入れを認めた(同様に、日本人看護師・介護福祉士のフィ リピン側受入れも含まれている。)。但し、これは二国間協定という枠内における特例的な措置として、国 家資格取得を目的とした看護師・介護福祉士候補者等を受け入れるということであって、外国人労働者受入 政策の方針を変更したということではない。なお、この受入れにおいては、我が国の国家資格取得のために 資格の相互承認を行っているわけではない。 EPA 協定上の具体的な受入枠組みは、 図表Ⅲ - 3-3 にある。 ま ず、一定の要件を満たすフィリピン人の看護師・介護福祉士候補者の入国を認め、日本語等の研修修了後、 日本の国家資格を取得するための準備活動の一環として研修・就労することを認める(滞在期間の上限、看 護師候補者3年、介護福祉士候補者4年)。国家試験を受験後、国家資格取得者は看護師・介護福祉士として 引き続き就労が認められる。介護福祉士候補者については、日本語等の研修修了後、課程を修了した者に介 護福祉士の国家資格が付与されることとなる日本国内の養成施設へ入学する枠組み(介護福祉士養成施設コ ース)も設けられているが、2011 年度以降受入れ実績はない。日本語の研修については、一定の日本語能 力を持つ者には免除される。日本がフィリピン側に対し通知した受入人数は、当初の2年間で、看護師400名、 介護福祉士600名の合計 1,000名であり、フィリピン側もこれに合意した。その後は、1年間で看護師200名、 介護福祉士300名を受入最大人数としている。本協定により、新たな措置が取られることとなった点としては、 ①看護師及び介護福祉士としての就労活動を認めたこと(但し、国家資格取得者に限定)、②国家資格未取得者 に対しても、国家資格取得を目的として、一定期間に限り、当該分野での研修・就労を認めたことと整理するこ とができる。なお、これまでも、我が国の看護師国家試験に合格した外国人看護師に対しては、我が国におい て看護師の免許を受けた後、最長 7 年間、研修目的での在留が認められていたが、2010 年 11 月、「出入国管 理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」(基準省令)の一部改正により、年数制限が撤 廃された。本協定に基づき、2009年度から2024年度までの累計で、看護師候補者682人、介護福祉士候補者2.895 人の合計3.614人が来日し、日本語研修や看護・介護導入研修を受けている。

なお、日本語能力の不足等によりフィリピン人の看護師候補者の国家試験合格者率低迷などから、政府は2010年度より、日フィリピンEPAに規定する義務(日本語語学研修を含む6ヶ月の研修)を超えて、就労開始後に受入施設で行われる看護師・介護福祉士候補者に対する追加的な学習支援を本格的に開始した。また、2011年3月には、「経済連携協定(EPA)に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」を閣議決定し、この本格的な支援が開始される前の2009年度に入国したフィリピン人看護師候補者・介護福祉士候補者については、一定の条件の下、追加的に1年間の滞在期間延長を認める対象とすることを決定した。2011年6月には、人の移動に関する検討グループ(国家戦略担当大臣の下に設置)が「経済連携協定(EPA)に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ等についての基本的な方

人の移動

針」をとりまとめ、EPAによる看護師・介護福祉士候補者受入れ枠組みを改善するため、日本語能力等の向 上に向けた取組の加速や再チャレンジ支援の実施等の方針を決定した。その一環として、厚生労働省は 2012年6月、「経済連携協定 (EPA) 介護福祉士候補者に配慮した国家試験のあり方に関する検討会報告 | をとりまとめた。報告では、わかりやすい日本語への改善、漢字へのふりがな付記、試験時間の延長等を提 言した。同年8月には2013年度実施の看護師国家試験において、EPAに基づく外国人看護師候補者への特例 的対応として、試験時間を 1.3 倍へ延長、全ての漢字にふりがなを振ることを決定し、関係機関へ通知した。 2011 年 3 月の閣議決定以降も、外交上の配慮として、一定の条件の下、追加的に1年間の滞在期間延 長を認め、候補者に日本での就労・研修をしながらの追加的な国家試験の受験機会を提供している (2013年2月、2015年2月、2017年2月、2019年2月、2021年2月、2023年2月閣議決定)。

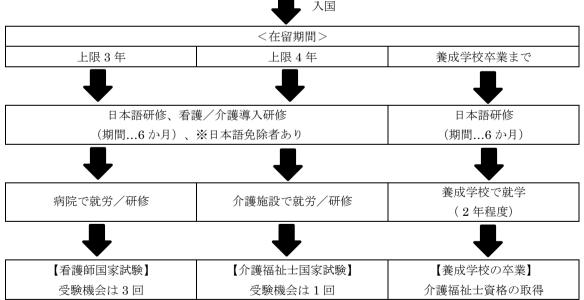
<図表 III-3-3>日フィリピン EPA における看護師・介護福祉士受入れ枠組み

看護師	介護福祉士		
<要件>	就労コース	就学コース	
く安性/ク フィリピン看護師資格 + 3 年の実務経験	<要件> 『4年制大学卒業+比政府の介護 士認定』又は、『比国の看護学 校卒業者』	<要件> 比国の4年生大学卒業者 ※2011年度以降受入れ実績はない。	



JICWELS の斡旋による雇用契約締結、入学許可書の署名









資格取得後は看護師/介護福祉士としての滞在就労が可能(滞在の上限なし) ※資格を取得しなかった候補者は帰国

⑨日スイス EPA (2009年9月発効)

「自然人の移動」章(第7章)及びこれに係る附属書8が設けられ、我が国は短期商用訪問者、企業内転勤者、投資家、自由職業サービスに従事する者、公私の機関との間の個人契約に基づくサービスの提供に従事する者の入国及び一時的な滞在を約束している。また日本側が求めていた滞在許可証の人数制限について、日本の特定のビジネス従事者のスイス入国滞在には適用しない旨スイスは約束している。なお、同じく日本側が求めていた在スイスの海外現地法人の取締役の国籍要件の撤廃については、関連するスイス国内法令が改正される形で実現されたため、特別に「自然人の移動」章での約束という形式には表れていない。

⑩ 日ベトナム EPA (2009年10月発効)

「自然人の移動」章(第8章)及びこれに係る附属書7が設けられ、我が国は短期商用訪問者、企業内転勤者、 自由職業サービスに従事する者、公私の機関との間の個人契約に基づくサービスの提供に従事する者の入国及 び一時的な滞在を約束している。また、日本の看護師資格を有するベトナム人については、研修を目的とした 「看護師」として、我が国において看護師の免許を受けてから最長7年間の入国及び一時的滞在を認めること とし、ベトナムの情報処理技術に関する試験に合格したベトナム人については、「技術」の在留資格に係る要 件のひとつである学歴要件(大卒若しくはこれと同等以上の教育を受けていること)を要しないということ を約束した。これらは現行入管法令上、既に認められている措置を約束したものである。なお、上述のとおり、 基準省令の一部改正により年数制限は撤廃されている (④日フィリピン EPA 参照)。また、ベトナムは短期 商用訪問者、企業内転勤者、公私の機関との間の個人契約に基づくサービスの提供に従事する者、業務上の 拠点の設置に責任を有する者及び看護師の入国及び一時的な滞在を約束している。加えて、協定上の協議事 項となっていたベトナムの看護師候補者及び介護福祉士候補者の日本への受入については、協議の結果、日 本への受入を決定し、2011年10月31日の日ベトナム首脳会談において野田総理大臣とズン首相との間で受 入に係る覚書に署名が行われた(2012年6月17日に発効)。既存のインドネシアやフィリピンからの受入れと 比べて特徴的な点は、日本語能力試験 N3(日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる レベル)を訪日時の候補者の要件として課すことである。2012 年 11 月には、EPA に基づき、日本が受け入 れるベトナム人看護師・介護福祉士候補者を対象とした、訪日前日本語研修(12ヶ月間)が現地にてはじま り、2014 年度から2024 年度にかけ累計で、看護師候補者261人、介護福祉士候補者1,584人の合計1,845人が来 日し、訪日後日本語研修や看護・介護導入研修を受けている。2019年2月に、「経済連携協定(EPA)に基づく インドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長」を閣議決定して 以降、外交上の配慮として、一定の条件の下、追加的に 1 年間の滞在期間延長を認め、候補者に日本 での就労・研修をしながらの追加的な国家試験の受験機会を提供している(2019年2月、2021年2 月、2023年2月閣議決定)。

① 日インド EPA (2011年8月発効)

「自然人の移動」章(第7章)及びこれに係る附属書7が設けられ、我が国は商用訪問者、企業内車動者、投資家、資格所有自由職業サービスに従事する者、独立自由職業サービスに従事する者、契約に基づくサービスの提供に従事する者に加え、インド料理人及び指導員の入国及び一時的な滞在を約束した。「インド料理人」については、独立自由職業サービスに従事する者又は契約に基づくサービスの提供に従事する者として、「技能」の在留資格に基づく我が国への入国及び一時的な滞在が許可される。「契約に基づくサービスの提供に従事する者」は、インド側の要望に応じて、我が国が初めて約束したものである。これまで我が国が締結した EPA においては、日本国にある公私の機関と自然人の間に個人的な契約が存在することを求めていたのに対し、我が国の公私の機関とインドの公私の機関の間の契約であっても、当該契約において、別途、我が国の公私の機関とインドの自然人の間で労働契約が成立していることが認められる場合には、入国及び一時的な滞在を許可することを新たに約束したものである。なお、現行の出入国管理及び難民認定法のもとでは企業間契約に基づく入国及び一時的な滞在を認めており、この運用を変えるものではない。また、指導員については、「ヨガ」、「インド料理」、「インド古典・伝統舞踊」、「英語」の指導員について、「教育」の在

留資格に基づく入国及び一時的な滞在が許可される。また、インドは商用訪問者(投資家を含む)、企業内転 動者、契約に基づくサービスの提供に従事する者、独立自由職業サービスに従事する者に対し入国及び一時 的な滞在を約束した。

⑩ 日ペルーEPA (2012年3月発効)

「商用目的の国民の入国及び一時的な滞在」章(第9章)及びこれに係る附属書8が設けられ、短期商用訪問者、企業内転勤者、専門家等の入国及び一時的な滞在について協定で約束をした。特にペルー側は日本企業の関心事項であった査証発給の迅速化に合意し、ペルー側として初めて、20 執務日以内に決定を行うこと等を約束した(第三国との EPA においては、45 日以内を約束)。一方、日本側はペルー料理の国家試験の設立を条件として、ペルー料理人の入国要件の緩和(10 年以上の実務経験を5 年以上に緩和)を約束した。

③日豪 EPA (2015年1月発効)

「自然人の移動」章(第12章)及びこれに係る附属書10が設けられ、日本側は、短期の商用訪問者、企業内転勤者、投資家、我が国の資格を持った自由職業サービス提供者(弁護士、公認会計士等)、個人的な契約に基づくサービス提供者及びそれらの者に同行する配偶者と子(短期滞在者への同行は除く)に分類されるそれぞれの豪州の国民に対し、入国及び一時的な滞在を許可することを約束した。特に、商用目的の国民に同行する配偶者及び子の入国及び一時的な滞在については、これまで我が国が締結済みのEPAにおいて約束したことはなく、日豪 EPAにおいて初めて約束するものである。

(A環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定 (2016年2月署名)

「ビジネス関係者の一時的な入国」章(第12章)及びこれに係る附属書 12-A が設けられ、日本側は、短期の商用訪問者、企業内転勤者、投資家、我が国の資格を持った自由職業サービス提供者(弁護士、公認会計士等)、独立自由職業サービスに従事する者、契約に基づくサービスの提供に従事する者、及びそれらの者に同行する配偶者と子(短期滞在者への同行は除く)に分類されるそれぞれの他の締約国の国民に対し、入国及び一時的な滞在を許可することを約束した。

(5)日モンゴル EPA (2016年6月発効)

日モンゴル EPA においては「自然人の移動」章(第

8章) 及びこれに係る附属書 7 が設けられ、日本側は、短期の商用訪問者、企業内転勤者、投資家、我が国の資格を持った自由職業サービス提供者(弁護士、公認会計士等)、個人的な契約に基づくサービス提供者及びそれらの者に同行する配偶者と子(短期滞在者への同行は除く)に分類されるそれぞれのモンゴルの国民に対し、入国及び一時的な滞在を許可することを約束した。

⑩環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP) (2018年12月発効)

上記 TPP に同じ。

即 日 EU EPA (2019年2月発効)

「サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引」章(第8章)「自然人の入国及び一時的な滞在」節(第D節)とこれに係る附属書8-B附属書III及びIVが設けられ、設立を目的とした商用訪問者、企業内転勤者、投資家、契約に基づくサービス提供者、独立の自由職業家、短期の商用訪問者、及びこれらの者に同行する配偶者及び子(短期滞在者への同行は除く)の入国及び一時的な滞在が約束範囲に含まれている。

® AJCEP (日ASEAN 包括的経済連携) 協定第一改正議定書 (2020年8月日本について発効)

「自然人の移動」章(第6章の2)とこれに係る附属書9が設けられ、短期の商用訪問者、企業内転勤者、 投資家、契約に基づくサービス提供者、我が国の資格を持った自由職業サービスに従事する者、及びこれら の者に同行する配偶者及び子(短期滞在者への同行は除く)の入国及び一時的な滞在が約束範囲に含まれている(例:マレーシアが企業内転勤者の滞在期間を 5 年(日マレーシア EPA))から 10 年に約束内容を改善)。

⑩日英 EPA (日英包括的経済連携協定) (2021年1月発効)

日EU EPA をベースに、「サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引」章(第8章)「自然人の入国及び一時的な滞在」節(第D節)とこれに係る附属書 8-B 附属書Ⅲ 及びⅣが設けられ、設立を目的とした商用訪問者、企業内転勤者、投資家、短期の商用訪問者、契約に基づくサービス提供者、独立の自由職業家、及びこれらの者に同行する配偶者及び子(短期滞在者への同行は除く)の入国及び一時的な滞在が約束範囲に含まれている。日EU EPAでの約束と比べて、英国は新たに企業内転勤者の帯同家族について入国及び企業内転勤者と同期間の滞在許可、並びに投資家の入国及び滞在許可を約束し、さらに、企業内転勤者の入国及び一時的滞在に係る申請について、申請から90日以内に結果を通知することを規定した。

②地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定 (2022年1月発効)

「自然人の一時的な移動」章(第9章)及びこれに係る附属書IVが設けられ、日本側は、短期の商用訪問者、企業内転勤者、投資家、資格を有する自由職業家(弁護士,公認会計士等)、独立の自由職業家、契約に基づくサービス提供者、及びそれらの者に同行する配偶者及び子(短期滞在者への同行は除く)に分類されるそれぞれの他の締約国の国民に対し、一定期間以上の入国及び一時的な滞在を許可することを約束した。各国とも上記に含まれる対象者について自国の入国管理制度に倣い約束している。

(4) 諸外国の FTA における人の移動に関する措置の事例

①米国・シンガポール

2003年5月に調印、翌年1月に発効した米・シンガポール自由貿易協定(United States-Singapore Free Trade Agreement)は、21章からなるその協定の中で、「第8章国境を越えるサービス貿易」、「第11章商用者の一時的入国」及び「第17章労働」の各章で「人の移動」に関する規定を記している。本協定における約束は、人の移動の自由化という点でみると、米国にとってはGATSにおける約束内容を大きく超えるものではない。つまり、相手国内での求職活動を行うための人の移動は両国とも自由化していないということである。両国は90日の範囲内で、労働許可なくして、相手国内において事業活動を行うことを認めているが、当該国の労働市場への参入を目的としないことの証明として、例えば主たる収入源が締約相手国でないことの証明を求めていること(附属書11A)、米国が、専門職業サービスを提供しようとするシンガポールの商用者に対して、年間5,400人までは申請を承認する義務を負うこと(附属書11A.3)が挙げられる。その他の特徴的な点として、専門職業サービス提供者の資格認定及び相互承認について相互に受け入れ可能な基準・標準の開発を検討していること(附属書8C)、他方、労働法を国際労働基準に合致させる努力義務、更に係る労働法の執行における裁量権を適切に行使する義務を明記していること(第17章)が挙げられる。

②EU・アルジェリア

EU とアルジェリアは、1996年6月よりいわゆる欧州地中海連合協定(Euro-Mediterranean Agreement Establishing an Association Between the European Community and Its Member States, of the One Part, and the People's Democratic Republic of Algeria, of the Other Part)に関する交渉を開始し、2002年4月に同協定を締結した。連合協定は単なる貿易協定にとどまらず、政治・安全保障対話、経済協力、社会・文化協力、法務協力等、広範な内容を有する。この中で「人の移動」に関する条項は、33条、83条及び84条に含まれている。人の一時的入国に関して、EU は、GATS において企業内転勤者等の入国を認めており、アルジェリアとの本協定の約束内容は GATS における約束の範囲内に留まる。本協定で追加的に約束され

ているのは、不法入国者の規制に対する協力(84条)であり、域外からの不法入国・滞在の阻止が EU にとっての課題と位置づけられていると考えられる。

③ EU・スイス

スイスは1972年12月にEU(当時はEC)との自由貿易協定を締結したが、EU及びEEA(欧州経済地域)には不参加であるため、これを補完するために、人の移動、空運、陸運、農産品、公共調達、科学技術協力、相互承認について、二国間協定をそれぞれ EUと締結している(1999年6月調印、2002年6月1日発効)。

「人の移動」に関する二国間協定 (Agreement between the European Community and Its Member States, of the one part, and the Swiss Confederation, of the other, on the free movement of persons) it 本文全25条、「附属書1人の自由な移動」、「附属書2社会保障スキームの調整」及び同附属書に関する「議定 書」、更に「附属書3専門職業資格の相互承認」からなる大部の協定である。この協定では、他方当事国国民が 雇用を得るため又は非経済活動のために入国し合理的な期間滞在することを認め(2条1項)、更に他方当事 国国民に対して、自国内における被雇用者及び自営業者の居住を許可しており、特に短期の労働者について は居住許可を不要としている (6条・12条)。相互承認については、被雇用者及び自営業者としての労働が 容易にできるようにするため、修了証書、卒業証書及びその他の資格の相互承認に必要な措置を講ずること としている(9条)。ただし、スイスは、協定発効後5年間は、入国後の居住期間4か月以上1年未満の者及び 1年以上の者に関して、数量制限を行うこととしており、係る制限は6年目以降に撤廃することとなっている (10条3項)。毎年の移住許可数は、前者については115,500、後者については15,000 となっている(状況 により若干の増加はあり)。スイスの GATS における約束状況は、分野横断的約束において2 つのカテゴリ ーを設け、第一のカテゴリー「特定の事業所若しくは会社内においてスイスに移動する重要人物(企業内転勤 者)」については3年間(最大4年まで延長可)、第二のカテゴリー「スイスに移動する他の重要人物」 (サービス販売者、商業拠点設置のための責任者) については1年間のうち3か月までの滞在を認めるととも に、これらの人物に関しては、一定の例外措置を除き内国民待遇が保障されていることが明記されている。本 協定はGATSにおける約束内容を大きく超え、EUとの間で可能な限り「人の移動」を自由化しようとする 姿勢が示されている一方、10条において、協定発効後の移行期間に数量制限を適用する権利をスイスに与 えている点は、急速な人の移動の自由化による社会的・経済的な混乱を回避するための工夫とみなすことが できる。

④豪州・タイ

2004年7月に調印し、翌2005年1月に発効した豪・タイ自由貿易協定(Australia Thailand Free Trade Agreement)は、「人の移動」については、「第8章サービス貿易」において一般的な条項を設けている他、「第10章自然人の移動」で詳細を規定している。豪州のGATSにおける「人の移動」に関する約束では、4つのカテゴリーを設けて入国と一時的滞在を規定している。それは、a)経営者及び上級管理者の企業内移転(当初4年間の滞在)、b)独立の経営者(当初2年間の滞在)、c)サービス販売者の商用訪問(当初6か月、最大12か月までの滞在)、d)専門家(労働市場テストを条件に当初2年間、最大4年間までの滞在。一定の条件を満たす場合は労働市場テスト免除)である。したがって、本協定において豪州が追加的に約束した点は、豪州が専門タイ調理師の一時的入国を認めていること、タイ・マッサージ・セラピストの資格承認の協議を行うことである。

⑤インド・シンガポール

2005 年 6 月 29 日にインド・シンガポール間で調印された包括的経済協力協定(CECA: Comprehensive Economic Cooperation Agreement)は、第9章として「自然人の移動」を設けている。商用訪問者、短期サービス提供者という短期の一時的入国に加え(9.43条)、企業内転勤者、専門職業家の長期の一時的入国に関する条項を設けている(9.5条)。これは、インドが GATS において約束している内容を大きく超えるものではないが、企業内転勤者の滞在期間(GATS では最大 5 年)と配偶者及び扶養家族の雇

用について、GATS よりも特恵的な条件を提供している。更に、専門職業家について、システムエンジニア、電気工、自動車整備士、科学者、医師、会計士等の127職種に関する在留資格の発行を約束している。これらの職種は、大卒以上の学歴が必須であり、高度人材の移動促進を目指していることがわかる。特に、会計・監査サービス、建築サービス、医師・歯科医師・看護師サービスの独占資格については、協定発効後1年以内に資格の相互承認を実施する旨が相互承認に関する章に規定されており、入国管理政策に影響する約束となっている。

(5) 入国審査の円滑化に関する措置のその他の事例 (APEC)

APEC ビジネス・トラベル・カード

1996年11月のマニラにおけるAPEC 首脳会議において、APEC ビジネス諮問委員会(ABAC)の提言を受けて、APEC 域内におけるビジネス関係者の移動を促進するためのAPEC ビジネス・トラベル・カード(以下、ABTC)の試験運用を開始することが、フィリピン大統領、韓国大統領及び豪州首相の間で合意された。1997年5月に上記3か国(フィリピン、韓国及び豪州)により試行が開始され、その後参加国・地域が拡大し、現在、21か国・地域が参加している(豪州、ブルネイ、カナダ、チリ、中国、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、台湾、タイ、米国、ベトナム)。日本は、ビジネス関係者からの強い要望を受けて、2002年10月にメキシコで開催されたAPEC 首脳会議において参加意向を表明し、2003年4月1日から運用を開始している。ABTC の発行枚数は年々増加しており、2016年4月に申請要件を一部緩和したことで急増した。さらに、日本では、2024年4月からデジタル化を含めた制度改正を行う等、利便性の向上も図られている。ABTC は、申請者の属する各国政府又は各地域行政府(日本の場合は外務省)が、他の参加国・地域から当該申請者について事前審査の承認を受けた上で交付する。交付対象者の基本要件は下記のとおりである。

- (a) 犯罪歴を有さないこと
- (b) APEC 加盟国の有効な旅券を有すること
- (c) 商用目的でAPEC 域内を短期かつ頻繁に移動する必要のある真正なビジネス関係者であること

事前審査については、参加国・地域からの回答がそろうまでに数か月を要することから、事前審査状況を確認するためのウェブサイトが設けられている。ABTC 保持者は、ABTC の裏面に表示されたABTC 制度参加国・地域に短期商用目的で入国・滞在する際には、旅券及びABTC のみで(即ち査証なしで)入国審査を受けることができる。入国が許可されれば、その参加国・地域の法令に従い、概ね 60 日又は90 日の滞在が可能になる。ABTC の有効期間は、ABTC の交付日から 5 年間(旅券の有効期間の残りが 5 年未満の場合はその期限まで。)とされる。ABTC 保持者は、入国審査の際にABTC 専用レーン(日本の場合、成田国際空港、東京国際空港、関西国際空港及び中部国際空港に専用レーンを設置)を利用することができ、円滑な審査を受けることができる。

(6) 資格の相互承認に関するその他の事例

①ワシントン・アコード

1989年11月に、豪州、カナダ、アイルランド、ニュージーランド、英国、米国の参加により結ばれた協定であり、各国の技術者教育認定機関が、それぞれの認定基準及び審査の手順と方法が実質的に同等であるということを相互承認したものである。その後、香港(1995年)、南アフリカ(1999年)、日本(2005年)、シンガポール(2006年)、韓国(2007年)、台湾(2007年)、マレーシア(2009年)、トルコ(2011年)、ロシア(2012年)、インド(2014年)、スリランカ(2014年)、中国(2016年)、パキスタン(2017年)、ペルー(2018年)、コスタリカ(2020年)、メキシコ(2022年)、インドネシア(2022年)、バングラデシュ(2024年)、フィリピン(2024年)が加わった。GATS にも通報されている。ワシントン・アコードは、他の加盟団体が認定した技術者教育プログラムの修了者に対し、自国の認定機関が認定したプログラム修了者と同様な専門技術者の免許交付や登録上の特典を与える前提としての実質的同等性に関する国際協定となっ

ている。あくまで同等性を担保するものであり、これに認定されたから即在留資格が付与されるというもの ではない。

② **APEC** エンジニア

1995 年11 月に大阪で開催されたAPEC 首脳会議において、「APEC 域内の発展を促進するためには、技術 移転が必要であり、そのためには国境を越えた技術者の移動が不可欠である」旨の決議を受けて設けられた技 術者資格相互承認の方法。2000年11月1日、APEC エンジニアの要件が取りまとめられ、2025年2月現在で は、日本、豪州、カナダ、香港、韓国、マレーシア、ニュージーランド、インドネシア、フィリピン、米国、シ ンガポール、台湾、ロシア及びペルーが正式加盟、またタイ、パプアニューギニアが暫定加盟し、現在は計16 か国・地域が加盟している。APEC エンジニアでは機械、電気・電子、情報等の11 の技術分野が指定されており、 APEC エンジニアに登録されると、加盟国・地域内において同等性が認められる。 ワシントン・アコードと 同様に、あくまで同等性を担保するものであり、これに登録されたから即在留資格が付与されるというもの ではない。

③ ASEAN サービス分野に係る相互承認

ASEAN におけるサービス提供者に関しては、2001年の第7回ASEAN サミットにおいてサービスの相互承認 についての交渉が開始されることとなり、2003年の第二ASEAN協和宣言及び2007年に発出されたASEAN経 済共同体(AEC)ブループリントにおいて、エンジニア、建築、看護、測量、会計、医療、歯科医療のサービ ス7分野について相互承認を進めることとされ、2009年までにエンジニア、建築、看護、医療、歯科医療分野 における相互承認協定(MRA)、ならびに、測量、会計分野における MRA の枠組協定を締結した。また、 2012 年に観光専門家における MRA が締結され、2014 年には会計サービスに関する新たな MRA が締結された。 さらに、2014年8 月開催のASEAN経済閣僚会合では、各国で異なる資格を比較可能とするために、ASEAN 資格参照枠組み(ASEAN Qualification Reference Framework)が合意された。なお、上記8分野のMRA はそれぞれに異なるアプローチを採用しており、エンジニア・建築分野ではASEAN 大の専門人材登録制度を 有する一方、看護・医療・歯科医療分野では専門人材の免許・登録に関する情報・ベストプラクティス共有に 留まっている。 また、 これらの MRA の実効性を担保するためには、 各国内の法規制を MRA の規定と整合させ る必要もある。この為、2015年11 月に発出された AEC ブループリント 2025 において、引き続き既存の MRA を さらに改善するとともに、新たな分野のMRAについての実現可能性を検討することが記載されている。そして、 ASEAN 資格参照枠組みを進めるべく、専門家委員会を設置することなどを定めた、ASEAN 資格参照枠組 みの管理体制に関する文書が、2016年に、ASEAN 経済閣僚、教育閣僚、労働閣僚それぞれの会合で策定され

なお、熟練技能者以外の自然人の移動については、2012年11月に締結されたASEAN自然人移動協定 (MNP) により、商用訪問者、企業内転勤者、契約に基づくサービス提供者の国境を越えた一時的な移動 を円滑にするための法的枠組が定められている。

④情報処理技術者試験に係る相互承認

EPA の枠外であるが、我が国と諸外国で資格の相互承認をしている例として、情報処理技術者試験がある。 情報処理技術者試験は、「情報処理の促進に関する法律」に基づき経済産業省が、情報処理技術者としての 「知識・技能」が一定以上の水準であることを認定している国家試験である(試験運営主体は独立行政法人 情報処理推進機構(IPA))。

2000年10月に開催されたASEAN+日・中・韓経済閣僚会合において、日本が提唱した「アジア IT スキル標 準化イニシアティブ」が採択され、わが国の30年以上にわたる情報処理技術者試験の経験・ノウハウを活かして、 アジア地域で IT 技術者を対象とする試験制度を創設し、出題範囲等が同等レベルであることを相互承認する ことを通じてアジア各国の IT 人材育成を支援し、IT 人材の流動性の向上・有効活用を図ることとなった。この 施策に従って、IPA では、これまでインド、シンガポール、韓国、中国、フィリピン、タイ、ベトナム、 ミャンマー、台湾、マレーシア、モンゴル、バングラデシュの 12 か国・地域との間で相互承認を行い、 覚書を取り交わしている。なお、各国の試験合格者・資格取得者は、日本へ入国する際に必要となる 就労ビザの取得要件が緩和される。